

令和7年10月10日

知立市長 石川 智子 様

知立市上下水道事業審議会

水道料金の改定について（答申）

令和7年6月23日付けで諮問のありました標記の件について、慎重に審議を重ね、検討した結果、下記のとおり結論を得ましたので答申します。

記

1. 水道事業の財政状況改善に向けての水道料金の改定について

知立市水道事業は、高度経済成長期では増加する需要に対して、安全で良質な水道水を安定的に供給する体制を構築してきたが、今後は需要の減少に伴う給水収益の伸び悩み、施設の老朽化に伴う更新・改築・耐震化等の多くの課題に直面することが見込まれる。

これらの課題を克服し、水道事業が将来に向けて持続していくために、「施設・管路の更新、維持管理、サービスの向上」を踏まえた総合的な事業計画として知立市水道事業経営戦略を2025年4月に改定した。これに基づき、平均改定率15.0%となるよう料金改定を行うことが妥当である。

2. 適正な水道料金体系

(1) 料金改定率

平均改定率15.0%

(2) 料金算定期間

令和8年度から令和10年度までの3年間とする。

(3) 料金改定期間

継続的な物価上昇等により令和7年度以降連続して損失を計上することが見込まれること、令和10年度に最も収益的収支が減少することに鑑み、

答申ののち、速やかに改定することが妥当である。ただし、市民等への周知期間として半年程度を見込んで実施されたい。

(4) 料金体系について

給水収益に占める基本料金の割合を上げることにより経営の安定化を図る必要があることから、平均改定率15.0%のところ、基本料金については一律20.0%の上昇率とし、従量料金については平均13.2%の上昇率として別表のとおり改定することが望ましい。

3. 付帯意見

- (1) 費用の削減、収益の増加に継続的に取り組み、経営の安定化及び健全化に一層努めること。
- (2) 水道事業の現状や見通し等について、市民等が理解を深めることができ るよう、ホームページ等の媒体を利用して広報活動に努めること。
- (3) 今後水道料金については、概ね3年から5年を目途に適切であるか見直しを行うことが望ましい。

＜別表＞

【改定後・知立市水道事業給水条例第25条の表】

基本料金表 (1か月につき・税抜き)

メータ一口径	金額
13ミリメートル	672 円
20ミリメートル	1,644
25ミリメートル	3,000
40ミリメートル	9,180
50ミリメートル	13,596
75ミリメートル	34,020
100ミリメートル	57,120

従量料金表 (1か月につき・税抜き)

区分 用途	10m ³ まで	10m ³ を超 え20m ³ ま で	20m ³ を超 え30m ³ ま で	30m ³ を超 え50m ³ ま で	50m ³ を超 え100m ³ ま で	100m ³ を超 えるもの
一般用 (臨時 用以外のも の・1m ³ につ き)	74円	106円	148円	183円	215円	247円
臨時用	1m ³ につき 335円					

【改定後・知立市水道事業給水条例 制定附則第3項】

- 3 住宅都市整備公団の建設に係る共同住宅を使用するもののうち、メータ一口径20ミリメートルのものの基本料金は、第25条の規定にかかわらず、メータ一口径13ミリメートルの基本料金に204円を加算したものとする。

【参考・知立市水道事業給水条例第25条の表】

基本料金表 (1か月につき・税抜き)

メータ一口径	金額
13ミリメートル	560 円
20ミリメートル	1,370
25ミリメートル	2,500
40ミリメートル	7,650
50ミリメートル	11,330
75ミリメートル	28,350
100ミリメートル	47,600

従量料金表 (1か月につき・税抜き)

区分 用途	10m ³ まで	10m ³ を超 え20m ³ ま え	20m ³ を超 え30m ³ ま え	30m ³ を超 え50m ³ ま え	50m ³ を超 え100m ³ ま え	100m ³ を超 えるもの
一般用 (臨時 用以外のもの ・1m ³ につ き)	67円	96円	129円	157円	185円	216円
臨時用	1m ³ につき 291円					

【現行・知立市水道事業給水条例 制定附則第3項】

- 3 住宅都市整備公団の建設に係る共同住宅を使用するもののうち、メータ一口径20ミリメートルのものの基本料金は、第25条の規定にかかわらず、メータ一口径13ミリメートルの基本料金に170円を加算したものとする。